



草津市公報

発行日 令和5年9月15日

(毎月1・15日発行)

発行番号 第 16 号

発行所 草津市役所

草津市草津三丁目13番30号

電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇日

次◇◇◇

◎ 規 則

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則（幼児課）	2
草津市市政功労者表彰規則の一部を改正する規則（秘書課）	3

◎ 告 示

草津市保育所等食料品価格高騰対策支援補助金交付要綱（幼児施設課）	3
草津市75歳以上の方への生活応援商品券給付事業実施要綱（長寿いきがい課）	6
草津市子育て世帯生活応援商品券支給事業実施要綱（子ども家庭・若者課）	7
草津市民設児童育成クラブ送迎用バス安全装置設置事業費補助金交付要綱（子ども・若者政策課）	9
令和5年度草津市保育環境改善等事業補助金交付要綱（幼児施設課）	11
草津市すっきりさわやかサービス事業に関する紙おむつ等処分費用負担軽減実施要綱（介護保険課）	13
草津市日常生活用具給付対象者等市指定ごみ袋交付要綱（障害福祉課）	14
草津市子育て世帯への市指定ごみ袋支給事業実施要綱（子育て相談センター）	15
公示送達について（納税課）	17

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	19
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	20
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	20
道路の位置の指定について（建築政策課）	21
差押財産の公売について（納税課）	21
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	22
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	23
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	23
国土調査による地図および簿冊の作成について（土木管理課）	24
条件付一般競争入札について（契約検査課）	24
草津市有財産売却処分一般競争入札公告（総務課）	26
道路の位置の指定について（建築政策課）	29
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	30
令和5年度草津市教育委員候補者の公募について（職員課）	30
草津農業振興地域整備計画変更案の縦覧について（農林水産課）	32

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	32
---------------------------	----

◎ 選挙管理委員会告示

選挙人名簿の登録日等を定めることについて	33
選挙人名簿の登録の移替えの延期について	33
投票所の指定について	33
投票所の投票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について	34
期日前投票所の指定について	34
期日前投票所の投票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について	35
投票用紙の様式について	35
不在者投票用封筒の様式について	36
郵便等による不在者投票用封筒の様式について	36
仮投票用封筒の様式について	37
投票用紙および不在者投票用封筒の交付場所について	37
投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日について	37
選挙公報の掲載順序を決定するためのくじの日時、場所および方法について	37
投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を決定するためのくじの日時、場所および方法について	38
ポスター掲示場の掲示区画数について	38
ポスターを掲示することができる日について	38
ポスター掲示場の設置場所について	38
開票事務と選挙会事務の合同について	39
選挙会の日時および場所について	39
選挙長およびその職務を代理すべき者の選任について	39
選挙長の公印について	39
草津市議会議員一般選挙の期日について	39
50分の1、6分の1および3分の1の数について	40

◎ 選挙管理委員会公告

個人演説会等の施設の設備程度について	40
個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用の額について	46

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	52
-------------------	----

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の営業所の移転について（上下水道総務課）	53
草津市指定下水道工事店の取消について（上下水道総務課）	53

◎ 訂 正

草津市公報第8号の訂正	53
-------------	----

規則

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月16日

草津市長 橋川渉

草津市規則第55号

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年草津市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考3の表中「政令第13条第1号」を「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第13条第1号」に、同表備考4中

「

第1欄	第2欄
政令13条第1項第1号に掲げる教育・保育給付認定子どもおよび政令第14条第1号に掲げる教育・保育給付認定子ども（特定教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子どもを除く。）	月額の 2分の1
政令第13条第1項第2号に掲げる教育・保育給付認定子どもならびに政令第14条第1項第1号に掲げる教育・保育給付認定子ども（特定教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子どもに限る。）および同項第2号に掲げる教育・保育給付認定子ども（その属する世帯の市町村民税所得割課税額が77,101円（満3歳未満保育認定子どもが属する世帯にあっては57,700円）以上97,000円未満の者を含む。）	0円

」を

「

第1欄	第2欄
政令13条第1項第1号に掲げる教育・保育給付認定子どもおよび政令第14条第1号に掲げる教育・保育給付認定子ども	月額の 2分の1
教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等（政令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が3人以上いる場合における第3子以降の教育・保育給付認定子ども	0円

場合における第3子以降の教育・保育給付認定子ども	
--------------------------	--

」に改める。

別表第2備考4中

「

第1欄	第2欄
政令13条第1項第1号に掲げる教育・保育給付認定子どもおよび政令第14条第1号に掲げる教育・保育給付認定子ども（特定教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子どもを除く。）	月額の 2分の1

」を

第1欄	第2欄
政令13条第1項第1号に掲げる教育・保育給付認定子どもおよび政令第14条第1号に掲げる教育・保育給付認定子ども	月額の 2分の1

教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等（政令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が3人以上いる場合における第3子以降の教育・保育給付認定子ども

0円

」に改める。

付則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則の規定は、令和5年9月1日以後に行われる保育に係る利用者負担額について適用し、同日に生じた利用者負担額については、なお従前の例による。

（令和5年8月16日掲示済み）

草津市市政功労者表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月1日

草津市長 橋川渉

草津市規則第56号

草津市市政功労者表彰規則の一部を改正する規則

草津市市政功労者表彰規則（昭和42年草津市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「固定資産評価審査委員会の委員」の右に「（農業委員会の委員にあたっては、農地利用最適化推進委員の在職年数を通算することができる。）」を加える。

付 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

（令和5年9月1日掲示済み）

告 示

草津市告示第210号

草津市保育所等食料品価格高騰対策支援補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年8月21日

草津市長 橋川渉

草津市保育所等食料品価格高騰対策支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、食料品費の高騰に伴い、給食費の負担が増えた市内に所在する保育所等を運営する事業者に対し草津市保育所等食料品価格高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「保育所等」とは、次の各号に掲げる施設のうち、国、都道府県および市町村（特別区を含む。）以外の者が令和5年4月1日時点で市内に設置し、経営する施設をいう。

（1）保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する施設

（2）幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する施設のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けた施設

（3）認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する施設

（4）地域型保育事業を行う施設 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業または同条第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所であって、子ども・子育て支援法第29条第1項の確認を受けた施設

2 この要綱において「補助対象経費」とは、給食等の提供に要する食材料費であって、物価上昇に伴う価格の増加部分をいう。

（交付の対象者等）

第3条 補助金の交付対象者は、保育所等を経営する事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）物価高騰の影響により、食材料費に係る費用が上昇しているもの

（2）令和5年4月1日時点と比較し、給食費の値上げを実施していない、または既に徴収した値上げ相当分を保護者に返還を行ったもの

（3）令和5年4月1日時点と比較し、食事の質や量を下げることなく、給食の提供を行っているもの

2 補助金の交付対象となる期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31までの各月のうち、前項各号のいずれにも該当する月（月の途中において要件に該当しなくなった月を含む。以下「補助対象月」という。）とする。ただし、令和5年10月1日時点で食料品価格高騰が収束し、保育所等が物価高騰の影響を受けないと市長が認める場合は、補助対象月の終期を令和5年9月までとし、令和5年10月以降は補助対象月としない。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表に掲げる補助金の額と補助対象経費を比較していずれか少ない方の額とする。

（補助金の申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、市長が別に定める期間内に規則第3条の補助金等交付申請書に草津市保育所等食料品価格高騰対策支援補助金所要額算定調書（別記様式第1号）を添え、市長に提出するものとする。

2 前項の申請は、次の各号に定める期間毎に行うもの

とし、1施設につきそれぞれ1回限り各期間における補助対象月分の申請を行うことができる。ただし、第3条第2項のただし書きに該当する場合、第2号の期間に係る申請を行うことはできないものとする。

- (1) 令和5年4月1日から令和5年9月30日まで
- (2) 令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

3 規則第13条に規定する実績報告は、前項の草津市保育所等食料品価格高騰対策支援補助金所要額算定調書の提出によってなされたものとみなす。

(補助金の額の確定)

第6条 規則第6条の規定による決定の通知により、規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知をしたものとみなす。

(補助金の使途報告および調査)

第7条 市長は、規則第11条に基づき、補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「補助対象事業者」という。）に対し、補助金の使途について報告を求め、または調査することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により市長から報告または調査を求められたときは、これに協力しなければならない。

(補助金の取消しおよび返還)

第8条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、または既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条第1項に掲げる要件を満たしていないことが判明したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 法令またはこの要綱に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、草津市保育所等食料品価格高騰対策支援補助金交付決定取消通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、草津市保育所等食料品価格高騰対策支援補助金返還命令書（別記様式第3号）により、当該交付を受けた者に対し、その返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助対象事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額

(補助金額に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分

の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。) が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む。）には、草津市保育所等食料品価格高騰対策支援補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額の全部または一部を返還しなければならない。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第10条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年8月21日から施行し、令和5年4月1日以降の事業から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条から第9条までの規定については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

区分	補助金の額
幼稚園利用者（第2条第2号に規定するものに限る）	245円×補助対象月数×利用児童数
副食費徴収免除加算対象者	310円×補助対象月数×利用児童数
上記以外	510円×補助対象月数×利用児童数

備考 利用児童数について、原則令和5年4月1日時点のものとするが、それにより難い場合は、過去の実績等を勘案して推計値を用いることとし、根拠資料を申請に添付すること。ただし、副食費徴収免除加算対象者となる利用児童数については、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの期間に係る申請時には令和5年4月1日時点のものとし、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間に係る申請時には令和5年10月1日時点のものとする。

別記

様式第1号（第5条第1項関係）

草津市保育所等食料品価格高騰対策支援補助金所要額算定調書

施設名_____

補助金所要額

区分	単価 ①	補助対象 月数②	利用児童数 ③	補助基準額 ④ (①×②×③)
(1)幼稚園利用者	245円			
(2)副食費徴収免除対象者	310円			
(3)上記以外	510円			
合計				
補助対象経費⑤	補助所要額⑥ (④と⑤を比較して少ない方の額)	補助金申請額⑦		

(注)

- (1) ②欄には、令和5年4月1日から令和5年9月30日までまたは令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間における補助対象月数を記載してください。
- (2) ③欄には、原則令和5年4月1日時点のものを記載してください。なお、それにより難い場合は、過去の実績等を勘案して推計値を用いることとし、根拠資料を添付してください。

ただし、副食費徴収免除対象者区分における③欄には、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの期間における申請時には、令和5年4月1日時点のものを記載し、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間における申請時には、令和5年10月1日時点のものを記載してください。

様式第3号（第8条第3項関係）

第 年 月 日

様

草津市長

草津市保育所等食料品価格高騰対策支援補助金返還命令書

年 月 日付け第 号で取り消した補助金については、草津市補助金等交付規則第18条および草津市保育所等食料品価格高騰対策支援補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、次のとおり返還を命じます。

記

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	

様式第4号（第9条関係）

第 年 月 日

様

草津市長

草津市保育所等食料品価格高騰対策支援補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、草津市保育所等食料品価格高騰対策支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 額の確定額

円

2 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額（要補助金返還相当額）

円

3 添付資料

消費税および地方消費税仕入控除税額の積算内訳等

(令和5年8月21日掲示済み)

様式第2号（第8条第2項関係）

第 年 月 日

様

草津市長

草津市保育所等食料品価格高騰対策支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金については、草津市補助金等交付規則第17条第1項および草津市保育所等食料品価格高騰対策支援補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり交付決定額の（一部・全部）を取り消しましたので通知します。

記

決定の区分	一部取消し	・	全部取消し
交付決定額			円
取消し金額			円
取消し後交付決定額			円
取消しの理由			

草津市告示第211号

草津市75歳以上の方への生活応援商品券給付事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和5年8月23日

草津市長 橋川渉

草津市75歳以上の方への生活応援商品券給付事業
実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、急激に物価が上昇する経済状況において、消費支出全体に占める食費および光熱費の割合が高い傾向にある75歳以上の方に対し、予算の範囲内において、75歳以上の方への生活応援商品券（以下「商品券」という。）を給付することにより、75歳以上の方の経済的負担の軽減を図り、その生活を応援することを目的とする。

(給付対象者)

第2条 商品券の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、令和5年6月1日において本市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録されているもののうち、75歳以上のもの（令和6年3月31日までに75歳に到達する者を含む。）とする。ただし、商品券発送時までに、死亡または転出した者を除く。

(事前確認通知の送付)

第3条 市長は、給付対象者に対し、商品券に係る給付の事前確認通知を送付するものとする。

2 給付対象者は、前項の通知を受けた際、75歳以上の方への生活応援商品券給付事業に係る商品券の給付を希望しない旨の届出書（別記様式第1号）を提出することにより給付の拒否を届け出ることができる。

3 給付対象者は、前項の通知を受けた際、75歳以上の方への生活応援商品券給付事業に係る商品券の送付先等変更届出書（別記様式第2号）を提出することにより送付先等の変更を届け出ることができる。

(商品券の給付)

第4条 市長は、給付対象者1人につき5,000円分の商品券を給付する（前条第2項の届出をした者を除く。）。

(代理受領)

第5条 給付対象者が入院その他のやむを得ない事由により商品券を受領することができないときは、代理人が商品券を受領することができる。

2 前項の規定により商品券を受領しようとする者は、次に掲げる書類を提出し、または提示しなければならない。

- (1) 給付対象者および自己に係る運転免許証、旅券その他の本人確認書類の写し
- (2) 75歳以上の方への生活応援商品券給付事業に係る商品券の送付先等変更届出書（別記様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類
(給付の辞退)

第6条 第4条の規定により商品券を送付したにもかかわらず、令和5年12月28日までに商品券を受領しない給付対象者については、給付を辞退したものとみなす。
(給付の取消し)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により商品券の給付を受けた者があるときは、その給付の決定を取り消し、当該商品券またはその額に相当する額の返還を求めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、商品券の給付に関する必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年8月23日から施行する。

別記
様式第1号（第3条第2項関係）

75歳以上の方への生活応援商品券給付事業に係る商品券の
給付を希望しない旨の届出書

(宛先)
草津市長

私（対象者）は、75歳以上の方への生活応援商品券給付事業に係る商品券について、交付を希望しない旨を届けます。

令和 年 月 日

届出者住所

※届出者住所には住民票上の住所を記載

届出者氏名

㊞

※署名または記名押印

生年月日 大正・昭和 年 月 日

届出者連絡先

（※裏面有り）

【商品券の給付を希望されない方】

※この用紙に必要事項を記入の上、令和 年 月 日（ ）必着で、
同封の返信用封筒により郵送をお願いします。

※ご注意 この届出書は、 商品券の給付を 希望されない場合のみ 提出してください。

※この届出書を提出された方には、
商品券を給付しません。

※商品券の給付を希望される場合は、
申請手続きは不要です。

※商品券受領に関する意向確認のための届出としており、希望しない方のみ提出していただくこととしています。

【商品券送付先変更を希望される方】

※この用紙に必要事項を記入のうえ、**令和 年 月 日（ ）必着**で、同封の返信用封筒により郵送をお願いします。
※対象者への送付を原則としますが、施設入所中や入院中など特段の場合（簡易書留の受領が困難な場合）に限り、委任状欄に必要事項を記入いただければ、代理人へ送付させていただきます。

送付先変更を希望する場合

商品券は、この封筒に入っているお知らせの表面に記載している住所に送付させていただく予定です。

送付先等の変更を希望される場合には、この届出を提出していただければ、送付先等を変更させていただきます。

この用紙の表面の「日付、対象者氏名（ふりがな）、生年月日、対象者連絡先」を記載の上、**本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）の写しを添付**いただき、

①本人が受け取るが、送付先の住所を変更する場合

「□本人が受け取るが送付先が異なる場合」の□にチェック（☑）してください。

変更後の送付先を記載してください。

※対象者への郵便物が変更後の送付先住所に届く必要があります。一時的な同居等では郵便物が届かない可能性がありますので、御注意願います。

※「〇〇施設内」や「〇〇様方」等、必要な情報を追記いただき、確実に郵便物が郵送されるよう、御対応いただきますようお願いいたします。

②本人以外を受取人とする場合

「□受取人が異なる場合」の□にチェック（☑）してください。

委任状欄の「施設入所中・入院中・その他（ ）」のいずれかを○で囲んでいただき、代理人氏名（ふりがな）、対象者との続柄、代理人住所、代理人連絡先を記載してください。

代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）の写しを必ず添付してください。

※代理人の本人確認書類が提出されない場合には、送付先変更を行いませんので御注意願います。

※代理人の方には、詳細について個別にお問い合わせさせていただく場合があります。

※商品券の受取は**令和5年12月28日（木）**までとなります。

あらかじめ長期不在となることがわかっている場合や、対面での受取が困難な方等については、この届出書により送付先等を変更していただき、商品券の受取ができるよう御対応をお願いいたします。

（令和5年8月23日掲示済み）

様式第2号（第3条第3項、第5条第2項第2号関係）

75歳以上の方への生活応援商品券給付事業に係る商品券の 送付先等変更届出書

（宛先）草津市長

私（対象者）は、75歳以上の方への生活応援商品券給付事業に係る商品券について、以下の通り、送付先の変更を希望します。
令和 年 月 日

ふりがな
対象者氏名 ※署名または記名押印

生年月日 大正・昭和 年 月 日

対象者連絡先
※対象者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）の写しを添付してください。

※以下のいずれかにチェック☑してください。

□本人が受け取るが送付先が異なる場合（※以下を記載）
〒
変更後の送付先

□受取人が異なる場合（※以下を記載）
【委任状】 ※いずれかを○で囲む。他の場合には理由を（ ）内に記載

私（対象者）は、施設入所中・入院中・その他（ ）
のため、商品券の受領が困難なことから、下記の者を代理人として、商品券の受領に関する権限を委任します。

ふりがな
代理人氏名 対象者との続柄
※署名または記名押印

代理人住所（送付先）

代理人連絡先
※代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）の写しを添付してください。

（※裏面有り）

草津市告示第212号

草津市子育て世帯生活応援商品券支給事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和5年8月23日

草津市長 橋川 渉

草津市子育て世帯生活応援商品券支給事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、急激に物価が上昇する経済状況において、消費支出全体に占める食費および子育てにかかる費用等の支出割合が高い傾向にある子育て世帯に対し、予算の範囲内において、子育て世帯生活応援商品券（以下「商品券」という。）を支給することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、その生活を応援することを目的とする。

（支給対象者）

第2条 商品券の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する子

を養育する者とする。ただし、商品券発送前に対象となる子が死亡または転出した者を除く。

- (1) 令和5年6月1日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている児童手当の受給対象年齢の子
 - (2) 令和5年6月2日から令和6年3月31日までの間に出生した子であって、出生後最初に本市の住民基本台帳に記録された子
- (支給額)

第3条 市長は、前条各号に掲げる子一人につき、5,000円分の商品券を支給対象者に支給する。

- 2 前項の規定による商品券の支給は、子一人につき1回限りとする。

(事前確認)

第4条 市長は、商品券に係る支給について、第2条第1号に規定される子の支給対象者に対しては書面または窓口において事前に意向確認をするものとする。

- 2 支給対象者は、前項の意向確認の際、商品券の支給を希望しない旨の届出書（別記様式第1号）を提出することにより支給の辞退を届け出ることができる。

- 3 前項に規定する辞退の届出を期日までに行わなかった者については、支給の意向があるものとみなす。

(支給の方法)

第5条 商品券の支給方法は郵送または窓口において支給するものとする。

- 2 前項の規定に基づき窓口で支給を受ける者は、受領書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(代理受領)

第6条 支給対象者がやむを得ない事由により商品券を受領することができないときは、次に掲げるいずれかの者が商品券を代理して受領することができる。

- (1) 支給対象者の属する世帯の世帯員
 - (2) 支給対象者の法定代理人
 - (3) 支給対象者から委任を受けた者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 前項の規定により商品券を受領しようとする者は、前項各号に掲げる者に該当することを証明するため、次に掲げるいずれかの書類を提出し、または提示しなければならない。

(1) 支給対象者および自己に係る公的機関から発行された顔写真付きの本人確認書類

(2) 前項第2号に該当する者にあっては、その資格を証明する書類

(3) 前項第3号に該当する者にあっては、委任されたことが分かる書類

(4) 子育て世帯に対する生活応援商品券支給事業に係る商品券の送付先等変更届出書（別記様式第3号）

- (5) その他市長が必要と認める書類
- (支給の辞退)

第7条 第5条の規定により商品券を送付したにもかかわらず、市長が定める期日までに商品券を受領しない支給対象者については、支給を辞退したものとみなす。ただし、市長が認める場合にはこの限りではない。

(禁止事項)

第8条 この要綱に基づき支給を受けた商品券を有償、無償にかかわらず譲渡してはならない。

(返還)

第9条 市長は、支給対象者が偽りその他不正の手段により商品券の支給を受けた場合、その者に対し、商品券または支給した商品券相当額の金額の返還を求める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、商品券の支給に關し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月23日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年4月30日限り、その効力を失う。ただし、第8条および第9条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

別記
様式第1号（第4条第2項関係）

子育て世帯への生活応援商品券支給事業に係る商品券の支給を希望しない旨の届出書

(宛先)
草津市長

私（対象者）は、子育て世帯生活応援商品券支給事業に係る商品券について、交付を希望しない旨を届けます。

令和 年 月 日

届出者住所

※届出者住所には住民票上の住所を記載

届出者氏名

※自署

届出者生年月日 昭和 年 月 日

届出者連絡先

（※裏面有り）

【商品券の支給を希望されない方】

※この用紙に必要事項を記入の上、令和 年 月 日（ ）必着で、同封の返信用封筒により郵送をお願いします。